

重点事項及び農地・農村部会で取り扱う事項に係る各府省からの第1次回答

重点事項に係る各府省からの第1次回答

A-① これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの 76件(40項目)

分野	通番	提案事項	提案の概要	関係府省からの回答の概要
土地利用 (農地除く)	1	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲 (都市計画法)	一部に国県道を含んで都道府県において都市計画決定された都市計画道路について、市町村道に係る都市計画の変更権限を市町村へ移譲する。	【C：対応不可】 ○一本の道路で都道府県道及び市町村道が複合するなどの場合には、都市計画決定権者が乱立することを防ぐ観点及び路線全体の都市計画上の性質に鑑みて、より上位の道路について決定権を有する都道府県が定めることが適切である。 ○都道府県が定めた都市計画の一部を市町村が変更することは認められない。
	2	都市計画の軽易な変更の見直し(都市計画法)	市町村が決定する都市計画の変更において、都市計画の決定手続が準用されない「軽易な変更」として取り扱うことができる項目を追加する。	【E：提案の実現に向けて対応を検討】 ○軽易な変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。
	3	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発行為における公園の設置義務等について、全国一律的な基準となっていることから、開発許可基準の技術的細目について条例委任等を行う。	【C：対応不可】 ○一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところであり、技術的細目を削除又は「参酌すべき基準」とすることは困難である。

土地利用 (農地除く)	4	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和（都市公園法）	都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を置く際、既設の建築物を増築して設置する場合等であっても、設置可能とする。	<p>【D：現行規定により対応可能】</p> <p>○都市公園の駐車場上部空間を活用した太陽電池発電施設の設置については、通常、駐車場の屋根として設置することとなり、この場合、現行法制上設置可能である。</p>
	5	都市公園の占用期間の条例委任（都市公園法）	政令で定められている、都市公園に係る占用期間について条例で設定することができるようにする。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○占用期間について、法律に最長の定めがあるのは、占用の許可基準である「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か」などについて適宜、適格性を確認する必要があるためである。</p> <p>○都市公園法施行令では、耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されているところであり、占用許可権者がそれを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。</p>
医療・福祉	6	保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件撤廃（保育士修学資金貸付制度実施要綱）	保育士修学資金貸付事業の貸付け対象として、県内居住者又は県内就労者のほかに、県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生を加える。	<p>【E：提案の実現に向けて対応を検討】</p> <p>○貸付対象者の要件緩和により生じる影響等を踏まえて、検討していく。</p>

医療 ・ 福祉	7	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和（児童福祉法）	社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合、1年間の土地・建物賃借料に相当する額に加えて1,000万円の資金を有することとされている審査要件を緩和する。	<p>【D：現行規定により対応可能】</p> <p>○1,000万円の資産要件については、通知において、「地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。」とされており、既に地方自治体の判断で減額することが認められている。</p> <p>○なお、来年度施行予定の改正後の児童福祉法に規定されているとおり、保育所を運営するために必要な一定の経済的基礎を設置主体に求めることは、保育の質を確保し、保護者が安心して子どもを預けるために重要な事項であって、この要件をなくすることはできない。</p>
	8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止 （就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間（5年を超えない範囲）を廃止する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。</p>

医療 ・ 福祉	9	保育料の軽減制度に係る兄弟姉妹の同時入所要件の廃止 (保育所運営費国庫負担金交付要綱)	現在、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化する保育料軽減制度について、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃する。	【C：対応不可】 ○本提案は多額の公費を要する施策であり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできない。 ○実際に保護者から徴収する保育料は、各自治体で条例等により定めており、多子世帯保育料軽減の取扱は自治体の裁量で認定することが可能である。
	10	放課後児童クラブの補助条件の見直し (放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱)	① 現在、1クラブ当たりとされている障がい児受入加算の基準について、1人当たりに見直す。 ② 現在、開所時間が1日6時間超とされている長時間開設加算の基準を、1日5時間超に見直す。 ③ 現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。	【C：対応不可】 ○放課後児童クラブは、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。 ○放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

医療 ・ 福祉	11	産後ケア事業に対する補助条件の見直し (母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱)	<p>① 市町村が実施主体とされた、「産後ケア事業」について、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、実施主体を都道府県に拡大する。</p> <p>② 「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の全てを実施することが補助条件とされている「妊娠・出産包括支援モデル事業」の当該条件を見直し、「産後ケア事業」の実施のみで補助対象とする。</p>	<p>【C：対応不可】</p> <p>① 当該事業は、市町村が実施又は委託した場合等に対する補助を行うものであり、補助金の対象を都道府県に拡大するのは、実質的に予算事業の新設に当たり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできない。</p> <p>② 妊娠・出産包括支援モデル事業は、妊娠・出産等に関する情報提供や産後ケアの強化など、妊娠・出産に関する支援を総合的に行うために、妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供、関係機関との調整や、必要に応じて定期的にフォローを行い、妊娠・出産・育児の各段階の支援について総合的に取り組み、「切れ目のない支援」を行うことに意義があり、産後ケア事業のみの部分的な取組では本事業の趣旨に合致せず、本モデル事業そのものを否定することになるため、提案は認められない。</p>
---------------	----	---	--	---

<p>医療 ・ 福祉</p>	<p>12</p>	<p>介護保険事業に係る 規制緩和 (介護保険法、老人福祉法)</p>	<p>① ユニット型施設と多床型施設を併設した特別養護老人ホームについて、それぞれ別施設として認可・指定が必要とされたが、併設型の施設基準を改めて位置付け、同一施設として認可・指定を行うこととする。</p> <p>② 地域支援事業の認知症施策に携わる「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の対象として、地方が独自に養成している者を認める。</p> <p>③ 都道府県が、介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所を指定・許可する場合、市町村長との事前協議制を整備する。</p>	<p>①について【C：対応不可】 平成22年当時、複数施設において、国と異なる解釈で一部ユニット型施設が指定され、介護報酬の過払いが生じていたという問題があり、社会保障審議会介護給付費分科会で議論を行った上で、「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」（平成22年9月21日）を踏まえて一部ユニット型施設を廃止することを決定した経緯があり、対応不可。</p> <p>②について【D：現行規定により対応可能】 「保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者」の要件は、認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業のうち、認知症初期集中支援推進事業に対する要件であり、これ以外の認知症に関する事業の要件ではないため、提案の前提となる事実が存在しない。</p> <p>③（介護保険サービス事業所）について 【D：現行規定により対応可能】 小規模な通所介護事業所については市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけたところであり、平成28年4月1日の施行を予定している。</p> <p>③（障害福祉サービス事業所）について 【C：対応不可】 本提案は、市町村の計画に基づき想定される財政負担以上の負担を抑制することを目的としていると思料されるが、新たな財政負担はサービス利用者の需要があってはじめて生じるものであり、本提案をもって財政負担の抑制を行うことはできない。</p>
------------------------	-----------	---	---	--

医療 ・ 福祉	13	介護認定審査会委員 の任期の条例委任 (介護保険法)	政令で定められた、介護認定審査会 委員の任期を条例委任する。 (参考) 第3次一括法により、地方社会福祉審 議会等委員の資格、定数、任期等について条 例委任済み	【C：対応不可】 ○委員は、専門職としての経験に基づき、資 料から申請者固有の状況を加味して、客観 的に要介護度の判定に意見することを求め られる。 ○委員の任期は、審査判定の客観性を確保す る観点から、全国一律2年と設定している ものであり、各市町村の裁量に委ねること は適当ではないと考えている。
---------------	----	----------------------------------	--	--

<p>医療 ・ 福祉</p>	<p>14</p>	<p>医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)</p>	<p>① 麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県へ移譲する。 ② 在庫量の不足のため調剤することができない場合に限るとされた譲渡許可条件を緩和する。</p>	<p>【C：対応不可】</p> <p>①について</p> <p>○当該許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考えます。</p> <p>○許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であると考えます。</p> <p>②について</p> <p>○現在、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者において、例えば20錠や40錠等の小単位包装の麻薬製剤が販売されており、それらを購入することで備蓄量が過大になるとは考えにくい。</p> <p>○在庫量の不足以外に緊急性がなくても通常から融通できるようにした場合、麻薬の備蓄に不均衡が生じるばかりか、流通も複雑化するため、流通実態把握が困難となり、麻薬不正流通の原因となる可能性がある。</p>
------------------------	-----------	--	---	---

<p>医療 ・ 福祉</p>	<p>14</p>	<p>医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法)</p>	<p>③ 最長1年とされている、譲渡許可の有効期間を延長する。 ④ 最長2年とされている、麻薬取扱者免許の有効期間を延長する。 ⑤ 麻薬を廃棄する際の行政職員の立会いを廃止する。</p>	<p>③について ○当該許可は、個別の店舗単位ではなく、そのグループに対して認めているが、近隣に薬局が増設された時にも柔軟にグループを組み直す必要があることから、その参入の障害になるような2年という長期間の許可を与えることは不相当と考える。</p> <p>④について ○麻薬取扱者として、現に麻薬に関する業務又は研究に従事している者の実態を十分に把握し、これに対する監督を厳重に行うために、免許の有効期間は、免許の日から翌年の12月31日までとし、隔年の1月1日現在においてすべて新規に免許を受けなければならないこととしている。 ○免許の有効期限を2年以上に延長した場合、免許の実態を十分に把握できなくなる恐れがあり、免許付与後に麻薬を取り扱わなくなった者に対しても、漫然と麻薬取扱者免許を与えることになりかねず、医療用麻薬の適正管理、施用の観点から適切ではない。</p> <p>⑤について ○医療用麻薬の廃棄の時点は、盗難、紛失等のリスクが高いと考えられることから、従前どおり都道府県職員立ち合いの下で確実に廃棄すべきものである。また、立会いは廃棄の段階で医療用麻薬の流通数を確認するという意味合いがあり、例えば日常的な管理の段階で、仮に盗難等が発生している場合であってもこの段階で判明する。</p>
------------------------	-----------	--	---	---

医療 ・ 福祉	15	社会医療法人の認定要件緩和（医療法）	<p>① 社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とする。</p> <p>② 都道府県が社会医療法人を認定する際、複数の県に医療施設を設置している医療法人については、各県において救急医療確保等事業を実施することが要件とされているが、医療施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合には、各県で事業を実施してなくても、要件を満たすこととする。</p>	<p>①について【C：対応不可】</p> <p>○へき地医療拠点病院は、巡回診療の実施やへき地診療所への代診医等の派遣など、へき地の住民に対する医療提供及びその支援を行う病院として都道府県知事が指定するもので、恒常的な医師派遣を受けなければ、こうしたへき地医療活動が実施できない病院については、その指定の趣旨に反する。</p> <p>○したがって、へき地医療拠点病院に対する恒常的な医師派遣を社会医療法人の認定要件にすることは、当該病院に係るへき地医療拠点病院の指定と矛盾する。</p> <p>②について【E：提案の実現に向けて対応を検討】</p> <p>○平成25年11月より、「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人に関する制度について様々な検討を行っているが、社会医療法人制度のあり方についても今後の検討内容としていることから、その際いただいた提案内容についても併せて検討したい。</p>
---------------	----	--------------------	---	---

教育 ・ 文化	16	指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止 (学校教育法)	指定都市立の特別支援学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃止する。 (参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止予定	【E：提案の実現に向けて対応を検討】 ○特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、学校教育法により設置義務が課されている都道府県が最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されることとなった高等学校等とは事情が異なる。) ○今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を確認いただき、都道府県の業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。
	17	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律)	市立高校の就学支援金の認定申請審査や支給決定業務を都道府県から指定都市・中核市へ移譲する。	【E：提案の実現に向けて対応を検討】 ○就学支援金の支給事務については、事務負担の分担の観点から、都道府県側の意見のみを採用して、直ちに結論を出すことは不适当であり、指定都市、中核市側の実情を把握し、それらの意見を踏まえながら検討を行う必要がある。 ○今般の提案については、指定都市や中核市の意見を御確認いただき、業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

環境 ・ 衛生	18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	有害鳥獣の捕獲許可、鳥獣飼養の登録、販売禁止鳥獣の販売許可等の権限を都道府県から市町村へ移譲する。	【C：対応不可】 ○鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要があるため、捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしている。 ○鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した本年5月の法改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。
	19	鳥獣狩猟免許の有効期間の延長 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	一律3年とされている狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定(延長)できるよう見直す。	【C：対応不可】 ○狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。 ○狩猟免許の有効期間は、銃刀法に基づく銃の所持許可の有効期間との整合等を踏まえ、3年となっている。 ○狩猟免許者の約7割が60歳代以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではない。

環境 ・ 衛生	20	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	一般廃棄物収集運搬業の許可期間について、優良な事業者に対しては、原則2年間を4年間とできるよう見直す。	【C：対応不可】 ○許可期間を延長し4年とした場合、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、事業者の一般廃棄物収集運搬業の許可等を判断する機会がますます減少し、一般廃棄物の減少等によって市町村の一般廃棄物処理計画が変更され、事業者の事業活動に当該計画との不整合が生じた場合に適切に対応することが困難になると想定されることから、許可期間の更なる延長は妥当ではない。
---------------	----	--	---	--

<p>環境 ・ 衛生</p>	<p>21</p>	<p>複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)、現在、全ての都道府県において許可が必要とされているが、主たる事務所を所管する都道府県の許可のみで足りることとする。</p>	<p>【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○許可処分を行った自治体のみならず事業者情報が限られる場合、他の自治体は事業者への適切な指導監督を行うことが出来ず、結果として、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。 ○当該課題を克服するために、事業者が処理業を行おうとする区域を管轄する自治体にとって必要不可欠となる許可申請時の申請内容や許可取得後の処理業の状況などの事業者の情報を常に把握できるようにするための体制を構築することとなると、当該システムを構築する国及び当該システムを運用する自治体の事務のコストが膨大になり、結局は事務コストの削減にはならない。 ○許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所の立地自治体は大都市圏に偏っていることが多いと考えられるため、都道府県によって行うべき事務の量に偏りが生じ、地方自治体における産廃行政に歪みが生じることが想定される。
------------------------	-----------	--	--	--

産業振興	22	市町村の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	創業支援事業計画の認定権限を国から都道府県へ移譲する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○現状、各都道府県の認定件数は0件～20件（平均4件）程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>○本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取組等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。</p> <p>○ 現在、「『地域の元気創造プラン』による地域からの成長戦略」(平成26年5月19日)に基づき、全市町村で創業支援事業計画を策定し、地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進しているところであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画の認定に関与する必要がある。</p>
------	----	---	-----------------------------	---

産業振興	23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	再生可能エネルギー発電の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要である。</p> <p>○報告徴収及び立入検査権限は、「この法律の施行に必要な限度において」と限定されており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。</p>
	24	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し (高圧ガス保安法等)	水素ステーションの設置を促進できるように、都道府県知事の許可基準を緩和する。	<p>【A：実施】</p> <p>○規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることとしている。</p>

産業振興	25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲 (中小企業等協同組合法)	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限を地方農政局から都道府県へ移譲する。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲予定	【C: 対応不可】 ○組合等の設立認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。
消防 ・ 防災 ・ 安全	26	災害応急住宅に係る規制緩和 (災害救助法、建築基準法)	最長2年3ヶ月とされている応急仮設住宅の入居期間について、被災地域の実情に応じて延長することができるよう、弾力化する。	【C: 対応不可】 ○応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と安全性等の確保を図る必要性があるところである。 ○一方で、災害公営住宅の建設等に要する期間等を考慮し、建築基準法に基づき、災害時に建築された応急仮設建築物が、特定行政庁の許可を受けて最長2年3ヶ月間適法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間については、最長2年3ヶ月としているところである。

土木 ・ 建築	27	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止（河川法）	二級河川について都道府県が行う河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る国の同意協議を廃止する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあたっては、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。</p>
	28	指定区間内一級河川の河川現況台帳調製権限の都道府県への移譲（河川法）	指定区間内（都道府県管理）の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限を国から都道府県へ移譲する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○指定区間内も含め、一級河川の河川管理者は国土交通大臣であって、河川管理の基礎となる事項を記載している河川現況台帳の調製及び保管については、当然に国が行うべき事務として、国土交通大臣が行うこととされている。</p> <p>○河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間であっても都道府県の有する情報のみでは台帳の調製はできない。</p>

<p>土木 ・ 建築</p>	<p>29</p>	<p>電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和 (道路法)</p>	<p>道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準（無余地性の原則※）を緩和する。</p> <p>(※) 道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限って、道路占用許可を与えることができる（道路法第 33 条）。</p>	<p>【D：現行規定により対応可能】</p> <p>○「やむを得ないものである場合」とは、諸般の事情を考慮して他に用地を獲得することが著しく困難な場合であり、その公益性等を踏まえれば、以下のような解釈が可能であり、現行制度の下でも道の駅の道路区域内に充電インフラを設置することができる。</p> <p>・道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラの利用者にとって不便な場所である場合や、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものと言える。</p>
------------------------	-----------	---	---	---

<p>土木 ・ 建築</p>	<p>30</p>	<p>公営住宅に係る規制緩和 (公営住宅法)</p>	<p>① 公営住宅の明渡しを請求することができる入居者の高額収入の基準を、条例に委任する。</p> <p>② 公営住宅の入居収入基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準について、「非婚の母」及び「非婚の父」についても寡婦(夫)控除規定が適用されるよう、対象を見直す。</p> <p>③ 公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等(現在はグループホーム事業等に限定)について、小規模多機能型居宅介護事業等の事業に拡大する。</p> <p>(参考) 第1次一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例委任</p>	<p>①について【C：対応不可】</p> <p>○高額所得者制度は公営住宅制度の目的達成のために特に法律上規定されたものであり、借地借家法とは別個の明渡請求に係る要件及び効果を明確に規定した同法の特別規定と解される。仮に当該収入基準を条例委任し、各事業主体が個別に基準を設けることができるとすると、明渡請求に係る要件及び効果が明確に規定されているということとはできない。</p> <p>②について【C：対応不可】</p> <p>○公営住宅法及び所得税法を含め、我が国では法律婚を原則とした法体系となっている。公営住宅法における入居者の収入は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改正の可否については、同様に所得税法の例に準じている地方税、国民健康保険及び保育所の保育料等、他制度を含め我が国法体系の全体の中で検討していくべきと考える。</p> <p>③について【C：対応不可】</p> <p>○「小規模多機能型居宅介護事業」については、公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。</p>
------------------------	-----------	--------------------------------	---	---

土木 ・ 建築	31	備蓄（防災）倉庫に係る建築確認等の規制緩和（建築基準法）	簡易な備蓄（防災）倉庫を設置する際の、建築確認手続を不要とするなど規制緩和を行うとともに、用途地域における立地制限の緩和を行う。	<p>建築確認申請を不要とすることについて【C：対応不可】</p> <p>○新築する場合については、小規模であっても、周囲への影響の程度や地震・火災等による重大な被害が発生する可能性が限定されないため、建築確認を不要とすることは困難である。</p> <p>用途地域における立地制限の緩和について【D：現行規定により対応可能】</p> <p>○一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫などは、災害時に地域住民のために必要となる備品等を保管するものであることから、特定行政庁の許可は不要である。</p>
	32	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲（建設業法、宅地建物取引業法）	<p>建設業許可及び宅地建物取引業免許の事務のうち、事務所・営業所が複数都道府県にまたがる業者に係る国土交通大臣の事務・権限を都道府県等に移譲する。</p> <p>（参考）2以上の都道府県にまたがる医療法人の設立認可権限等については、第4次一括法により都道府県に移譲予定</p>	<p>【C：対応不可】</p> <p>○現行法では、複数の都道府県に営業所を設け、広域的に事業を展開する業者については、国土交通大臣が統一的に許可や免許・監督等に関する事務を行うことによって、事業活動の公平性の確保と広域にわたる円滑な事業活動を保障するとともに、効率的・機動的な監督を実現している。</p>

<p>土木 ・ 建築</p>	<p>33</p>	<p>市町村営ほ場整備の 換地計画に係る都道 府県認可の廃止 (土地改良法)</p>	<p>市町村営ほ場整備事業（区画整理） の手續きにおいて、換地計画の都道 府県の認可を廃止し、事後報告とす る。</p>	<p>【C：対応不可】</p> <p>○換地計画に基づき行われる換地処分は、個人 の土地に関する権利を強制的に処分する ものであるから、換地計画に係る都道府県 知事の認可については、自治事務に係る特 別の関与の「許可、認可及び承認」を許容 するものと位置付けられている。このため、 換地計画に係る都道府県知事の認可を廃止 することは困難である。</p>
------------------------	-----------	--	--	--

<p>運輸 ・ 交通</p>	<p>34</p>	<p>地域バス路線に係る補助要件の緩和 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱)</p>	<p>①中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、補助対象路線の1日当たり輸送量(現行は一律に15人以上)等の要件緩和を行う。</p> <p>②地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、鉄道等と接続するフィーダー系統[※]、ICカードシステムの相互利用化、車両購入の初期費用等を補助対象とする要件緩和を行う。</p> <p>※バス停、鉄軌道駅等において、地域間交通ネットワークと接続するバス系統</p>	<p>①について【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通政策審議会地域公共交通部会においては、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度について重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適當である。 ○膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。 <p>②について【D：現行規定により対応可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接続する地域間幹線バス系統がないような交通不便地域においては、鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフィーダー系統も補助対象としている。 ○ICカードシステムの相互利用化については、既に補助対象としている。 ○車両購入費補助については、今年度より「公有民営方式」による支援制度を導入しており、事業者の初期投資に係る負担の軽減を行っている。
------------------------	-----------	--	---	--

<p>運輸 ・ 交通</p>	<p>35</p>	<p>地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲 (外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)</p>	<p>地域限定通訳案内士となるための要件について、現在は法律で定められているが、都道府県の条例で定められるようにするなどの規制緩和を行う。</p>	<p>【E：提案の実現に向けて対応を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人観光客数の増加、そのニーズの多様化が急速に進んでいる現在において、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対応できるよう、平成23年度より、一定の区域内において、試験を要せず、地方公共団体による研修の修了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度を設け、順次拡大しているところあり、ご提案の内容については、本制度を活用することにより、実現することが可能である。 ○さらに、今秋の臨時国会に提出見込みである構造改革特別区域法の一部改正法において同様の特例制度を措置することを予定しており、ご提案の内容について、より実現可能となるようさらなる対応を検討している。
------------------------	-----------	---	---	--

その他	36	C I Q業務権限の都道府県への移譲 (出入国管理及び難民認定法等)	地方管理空港における国際ビジネス機受入について、出入国の際に必要なC I Q業務を、国から希望する都道府県に移譲する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○外国人の上陸審査や上陸許可など出入国管理に係る権限行使は、国として我が国領域内への上陸を認めてよいかどうかを判断するものであって、国家主権の行使にほかならず、事柄の性質上、いち地方公共団体が行い得る類いの判断ではないから、国が自ら行うべきものである。</p> <p>○本年7月には、審査待ち時間が長期化している地方空港について、緊急に出入国審査要員の増員を図り、地方空港を管轄する福岡入国管理局佐賀出張所についても5名の増員を行い、今後、ビジネスジェットも含め、新規就航や増便があった場合にも対応できるよう体制を強化したところ。今後とも、出入国者数の状況等を踏まえつつ、迅速かつ円滑な出入国審査が実施できるよう所要の体制充実に努めていく。</p> <p>等</p>
	37	N P O法人の認証等権限の中核市への移譲 (特定非営利活動促進法)	第2次一括法により指定都市まで移譲されている、N P O法人の認証等の権限を中核市まで移譲する。	<p>【E：提案の実現に向けて対応を検討】</p> <p>○全国43市の中核市における法人の活動状況は地域によって様々であり、今回の提案が、全中核市の意見とは言い難いのではないか。</p>

その他	38	<p>新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長 （特定非営利活動促進法）</p>	<p>仮認定申請は、法人設立の日から5年まで可能であるが、平成26年度までは経過措置が設けられ、設立から5年を超える法人も仮認定申請が可能となっている。経過措置終了後も、設立から5年を超えても仮認定申請が可能となるよう見直す。</p>	<p>【E：提案の実現に向けて対応を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定非営利活動促進法における仮認定制度は、スタートアップ支援のために設けられた特例制度であり、設立後5年を経過するような法人を恒常的に仮認定制度の対象とすることは、もはやスタートアップ支援のための特例制度とは言えないのではないかと考える。 ○ただし、特定非営利活動促進法について、法改正は議員立法により行われてきており、本法律附則第19条において、「特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、（中略）検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされていることから、次期通常国会に向けて、NPO議員連盟を中心として制度の必要な見直しの検討がなされるものと考えられ、その中で検討課題となり得るものと考ええる。
-----	----	--	---	--

その他	39	マイナンバー利用事務の拡大 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	現在、マイナンバーの活用対象とされていない、社会保障等に関する法律等に基づく事務に活用対象を拡大する。 (例)「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に係る事務等	【E：提案の実現に向けて対応を検討】 ○提案において例示の「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するためのものであることから、当該法律に基づく事務が、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではないが、個人番号の利用範囲の拡大については、番号法附則第6条第1項において、番号法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるとされており、適切に対応する。
	40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲 (消費者安全法)	消費者安全法に基づく勧告・命令の並行権限を都道府県に付与する。また、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。	【E：提案の実現に向けて対応を検討】 消費者安全法に基づく権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況等に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

B-① これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの 76件（18項目）

分野	通番	提案事項	提案の概要	関係府省からの回答の概要
土地利用 (農地除く)	41	開発行為の許可権限の希望する市への移譲 (都市計画法)	現在、特例市まで移譲されている、開発行為の許可権限を希望する市へ移譲するとともに、市において開発審査会を設置することができるようにする。	【D：現行規定により対応可能】 ○都市計画法上の開発許可権限を有しない市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 ○「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年8月1日施行)において、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。
	42	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法)	町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意(市は協議)を廃止し、協議のみとする(市と同様の制度とする。)	【C：対応不可】 ○市については、累次の分権改革により都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要としたところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべきである。

土地利用 (農地除く)	43	都市公園の廃止に係る規定の弾力化（都市公園法）	都市の集約化や人口減少などの課題に対応するため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な廃止ができるようにする。	【D：現行規定により対応可能】 ○公園管理者である自治体において、自治事務に係る技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園を廃止することが現行法制上可能である。
	44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲（森林法）	国が行う保安林の指定、解除に係る権限について、都道府県へ移譲する。	【C：対応不可】 ○2以上の都府県の区域にわたる流域その他国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国が直接執行する事務とすることが適当である。
	45	都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止（森林法）	都道府県が行う保安林の解除に係る国への同意協議を廃止する。	【C：対応不可】 ○大規模な保安林の解除については、流域の保全に広く影響を及ぼす。このため、都道府県知事が指定、解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除等については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要がある。

土地利用 (農地除く)	46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止（森林法）	都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議を廃止する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○都道府県知事が策定する地域森林計画については、全国森林計画と整合したものとすることが必要であること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。</p>
医療・福祉	47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（児童福祉法）	<p>保育所等の児童福祉施設に係る居室面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。</p> <p>(参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、平成26年度末まで</p>	<p>【C：対応不可】</p> <p>○子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。</p> <p>○その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）において、結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。</p>
	48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲（児童福祉法）	現在、中核市まで移譲されている、認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。</p>

医療 ・ 福祉	49	臨床研修病院の指定、 研修医受入定員調整 権限の都道府県への 移譲（医師法）	国の臨床研修病院の指定権限を都 道府県に移譲し、研修医受入定員の 調整について、都道府県が実情に応 じて設定することができるように する。	【D：現行規定により対応可能】 ○臨床研修制度における研修医の募集定員の学 設定については、地域枠学生も含めた医学 部の入学定員増により臨床研修の研修希望 者が増加するため、全国の研修希望者数を 推計するなど、医学部卒業生の増加を織り 込んだ制度設計を行うとともに、地域医療 の安定的確保の観点から、地域枠の状況等 も踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限 の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を 平成 27 年度研修（研修医の募集は平成 26 年度）から導入することとしている。
教育 ・ 文化	50	県費負担教職員の人事権等の中核市等へ の移譲 （地方教育行政の組 織及び運営に関する 法律等）	県費負担教職員の人事権、給与負担 等を中核市、特例市、特別区、一般 市へ移譲する。 （参考）指定都市については、第 4 次一括法に より移譲予定	【E：提案の実現に向けて対応を検討】 ○平成 25 年 3 月の義務付け・枠付けの第 4 次 見直し及び平成 25 年 12 月の中央教育審議 会答申においては、広域での人事調整の仕 組みに配慮することとされ、小規模市町村 の理解を得て検討することとされている。 ○平成 29 年 4 月に予定されている指定都市へ の給与負担等の移譲の状況を踏まえるとと もに、都道府県等の意見を確認いただき、 都道府県等における教職員人事行政に差し 支えがないことが確認できた場合には、必 要な対応を検討することとしたい。

環境 ・ 衛生	51	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲（水道法）	<p>水道事業（給水人口5万人超であって水利調整を要するもの）及び水道用水供給事業（1日最大給水量が2万5千立方メートルを超えるもの）の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。</p> <p>（参考）道州制特区制度により、北海道については、給水人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権限を道に移譲済み</p>	<p>【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。 ○現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告（平成8年12月）時点からの事情変更は認められない。
---------------	----	-------------------------------	---	---

<p>環境 ・ 衛生</p>	<p>52</p>	<p>浄化槽設置届出権限の市等への移譲（浄化槽法）</p>	<p>浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限等を都道府県から市町村に移譲する。また、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合、現在、都道府県及び保健所設置市双方において浄化槽保守点検業登録が必要とされているが、どちらか一方で足りることとする。</p>	<p>権限移譲について【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽の設置にあたっては、建築基準法に基づき、特定行政庁の建築主事による確認が必要となる等、専門性のある職員の確保が要求される。しかし、市等の人員・予算が限られている中で、特に浄化槽の設置基数の少ない市等において、建築主事のような専門性を有する技術者の配置を行うことは非効率かつ非現実的である。 ○浄化槽の維持管理に関しては、浄化槽法に基づき、都道府県が中心となり、法定検査機関や保守点検業者との協力体制を既に構築しており、この枠組みの中で高い法定検査率を維持している都道府県が複数ある。しかし、市等に権限が一律に移譲された場合、既存の枠組みがなくなるだけではなく、地方自治体ごとに体制を再構築することとなり、組織が細分化されるため、行政間の連携や、法定検査機関・保守点検業者との協力体制の構築が非常に困難になる。 <p>規制緩和について【D：現行規定により対応可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽法では、都道府県知事の権限に基づく保守点検業の登録制度を都道府県及び保健所設置市（又は特別区）が条例で定めることができる旨規定している。御指摘の登録制度の合理化については各地方自治体の条例において調整することが可能である。
------------------------	-----------	-------------------------------	--	--

<p>環境 ・ 衛生</p>	<p>53</p>	<p>旅館業等の許可等に 係る暴力団排除のため の不許可事由の見直 し (採石法、砂利採取 法、旅館業法)</p>	<p>都道府県が行う採石業、砂利採取 業、旅館業の許可等に際し、暴力団 であることを理由に拒否すること が可能となるように不許可事由を 見直す。</p> <p>(参考) 建設業の許可及び宅地建物取引業の免 許に係る暴力団排除については、本年6月に 改正法成立</p>	<p>採石法、砂利採取法について 【E：提案の実現に向けて対応を検討】</p> <p>○提案事項の重要性は理解しており、実現に 向けては、法制面での課題等について関係 部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検 討していくこととする。</p> <p>旅館業について 【C：対応不可】</p> <p>○提案は、憲法上の職業選択の自由（営業の 自由）を制約する規制を行うことを内容と するものであり、規制の必要性及び合理性 について厳格な整理が必要である。</p> <p>○数ある業規制法の中で、旅館業法だけに提 案の規制を行うことの必要性等について説 明がない限り、対応することは困難である。</p>
------------------------	-----------	---	---	---

産業振興	54	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（中小企業地域産業資源活用促進法）	中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。	<p>【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県に認定の権限等に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となるとともに、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。 ○平成 25 年度の本事業の認定件数は全国で 118 件あり、約 2/3 の都道府県は案件が 2 件以下（そのうち 6 県が 0 件）にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。
	55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（企業立地促進法）	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す（一部事項の事後報告化等）。	<p>【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業立地促進法に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。 ○同法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠である。

産業振興	56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲（工場立地法）	第2次一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○「町村」については、行政規模、行政コスト、行政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではない。</p>
	57	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（工場立地法）	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除外の対象を拡大する。	<p>【C：対応不可】</p> <p>○工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他やむを得ない場合を除き、生産施設、環境施設面積等の状況を把握するための届出は必要不可欠である。</p> <p>○大規模な緑地が整備されている工場であっても、それがどのように変更され、準則に合致しているのかどうかについて審査をする必要があるため届出は必要である。</p> <p>○周辺に住居がない森林に囲まれた工場であったとしても、周辺の状況は日々変わっていくものであり、届出不用の判断基準にはなじまない。</p>

<p>土木 ・ 建築</p>	<p>58</p>	<p>公営住宅建替事業の 施行要件の緩和（公営 住宅法）</p>	<p>公営住宅建替事業の定義である現 地建替要件を廃止し、施行要件であ る敷地規模要件（市街地 0.1ha 以上） 及び戸数要件（従前戸数以上）を廃 止する。</p>	<p>【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の非現地建替は、当該敷地を再度 公営住宅団地として活用するわけではなく、 従前そこで生活を営んできた入居者の生活 環境に多大な影響を与えかねず、従前入居 者の居住の安定性を損なうことが懸念され ることから、明渡請求権等の強制力をもつ 公営住宅法上の公営住宅建替事業として認 められていない。 ○公営住宅法において、公営住宅建替事業を 行う要件として、区域要件及び規模要件、 戸数要件が規定されている。市街地等の区 域要件及び規模要件は効率的な建替えを実 施するため、戸数要件は公営住宅が不足し ている状況下で従前から居住している入居 者の公営住宅への再入居を保証するため、 それぞれ設けられている要件であり、公営 住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の 整備という観点から、これらの要件を廃止 することはできない。
------------------------	-----------	--	---	---

農地・農村部会で取り扱う事項に係る関係府省からの第1次回答

分野	提案事項	提案の概要	関係府省からの回答の概要
農地・農業	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること（農業振興地域の整備に関する法律、農地法）	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認める。	<p>【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地を再生した場合、同面積を企業用地に活用することは、優良農地を転用する一方で、条件が悪く荒廃した同面積の農地を再生したとしても、全体としての農地の質が維持されないなどの問題がある。 ○空港周辺で航空機関連産業を集積するためには、まちづくりとして計画的に土地利用を行うことが必要であり、都市計画法に基づき市街化区域に編入するといった手法により実現可能である。
	農家レストランを農業用施設に位置付けること（農業振興地域の整備に関する法律）	農家レストランについて、農振法第3条第1項第4号等の農業用施設と位置付け、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とする。	<p>【E：提案の実現に向けて対応を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能である。 ○なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。

<p>農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和（農地法）</p>	<p>農地に関し所有権又は賃借権等を取得しようとする者が、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該貸付農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。</p>	<p>【D：現行規定により対応可能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地等の権利を取得しようとする者が、既に所有している農地等を他の者に賃借している場合、当該農地等について、耕作者が適切に耕作を行っている等、返還を受けることができないときには、当該農地等を除く農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められれば、全部効率利用要件を満たすものと判断する。 ○また、相続等により遠隔地にある農地を取得し、他の者に賃借している場合、遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しない。
<p>全面コンクリート舗装した温室等の床面について、農地として取り扱うこと（農地法）</p>	<p>温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合や、集出荷のための駐車場用地や作業用地とした舗装を行った場合、農地ではないとされているが、これらの土地を引き続き農地とみなす。</p>	<p>【C：対応不可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地法に基づき権利移動の統制等の規制対象となる農地は、耕作の目的に供される土地と定義されており、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではないので、農地法上の農地として取り扱うことは困難である。 ○要望のような施設を農地法の規制対象とした場合、植物工場や畜舎の敷地など、現在、農地法の対象外として自由に取引されている土地が新たに規制対象となるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることから、困難である。